

高崎市指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定める要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）の規定に基づく指定障害福祉サービスの事業の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下、「省令」という。）、高崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第50号。以下、「条例」という。）及び高崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年市規則第81号。以下、「規則」という。）によるほか、この要綱で定める事業等の設備及び運営に関する基準によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「訪問サービス系事業所」とは、指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者が当該事業を行う事業所をいう。
- (2) 「日中活動系事業所」とは、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援（A型、B型）事業者が当該事業を行う事業所をいう。
- (3) 「日中サービス支援型共同生活住居」とは、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う住居をいう。

(設備)

第3条 訪問サービス系事業所が従うべき、条例で定める基準について、具体的な取り扱いを次のとおりとする。

(1) 相談室

談話の漏えいを防ぐため、原則個室を設けること。

第4条 日中活動系事業所が従うべき、条例で定める基準について、具体的な取り扱いを次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

利用者1人あたりの床面積は、3平方メートル以上とすること。

(2) 相談室

ア 談話の漏えいを防ぐため、個室を設けること。

イ 他の部屋を通らずに相談室へ出入りできるよう、部屋の配置や動

線等に配慮すること。

(3) 便所

- ア 個室のものを2箇所以上設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 静養スペース

利用者の急な体調不良等に対応するために、適切なスペースを確保すること。

第5条 日中サービス支援型共同生活住居が従うべき、条例で定める基準について、具体的な取り扱いを次のとおりとする。

(1) 居室

居室の出入口の有効幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、利用者のサービス提供上支障がないと認められる居室については、この限りではない。

(2) 便所

- ア 居室のある階ごとに、個室のものを2箇所以上設けること。ただし、利用者に車いす使用者がいる場合には、個室を多目的トイレとすること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(3) 非常口

非常事態が発生した場合に備え、居室のある階ごとに避難経路を2箇所以上設けること。

(運営)

第6条 指定共同生活援助事業所に新たに共同生活住居を追加する場合には、高崎市による当該事業所に対する現地の調査等の実施後でなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する日中活動系事業所の設備については、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、条例で定める基準の例による。